

第 16 回民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第 16 回 民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 1 月 23 日（水）10:00 ～ 11:32

場 所：中央合同庁舎 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室

議 事

- (1) 委員長互選等
- (2) P F I の現況等について
- (3) P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民パートナーシップ（官民連携）実現
に向けて - について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) その他

出席者

【委員】

渡委員長、碓井委員、高橋委員、野田委員、前田委員、宮本委員

【事務局】

木村副大臣、赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤参事官補佐

赤井 P F I 推進室長 今日足元の悪い中、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第 16 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本委員会の事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の室長をしております、赤井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員改選後、最初の会合でございますので、委員長の選出までの間、議事の進行を務めさせていただきます。

本日は 9 名のうち 6 名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、まず委員の皆様への御紹介をさせていただきたいと存じます。委員の皆様におかれましては、平成 19 年 11 月 28 日付にて任命手続を了したところでございます。一般の委員改選によりまして、2 名の方に新たに御就任いただいております。

それでは、五十音順で御紹介させていただきます。

碓井光明委員でございます。

高橋良和委員でございます。

野田由美子委員でございます。

前田博委員でございます。

宮本和明委員でございます。

渡文明委員でございます。

このほか、本日は所用により御欠席でございますが、重川希志依委員、浜矩子委員、山内弘隆委員に御就任いただいております。

続きまして、本委員会の委員長への選任をお願いするわけでございますが、民間資金等活用事業推進委員会令第 2 条第 1 項によりましますと、委員の皆様方の互選によりお決めいただくこととされております。どなたか御提案がございましたら、お願いをいたします。

A 委員 企業人として各方面で広く御活躍の渡委員が適任と存じます。いかがでしょうか。

赤井 P F I 推進室長 ただいま、A 委員から渡委員に委員長に御就任していただいておりますが、どうかとの御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

赤井 P F I 推進室長 御了承いただきました。

それでは、互選により渡委員を委員長に選出いただきましたので、渡委員は委員長席にお移りいただきたいと思います。

(渡委員長、委員長席に移動)

赤井 P F I 推進室長 それでは、渡委員長より御就任のごあいさつをいただければと存じます。

渡委員長 ただいま皆様方から御推挙をいただきまして、本委員会の委員長を拝命い

たしました、渡でございます。

私は、新日本石油株式会社の会長と石油連盟の会長、および経団連の副会長をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

公共施設等の設備運営に民間部門の資金や運営ノウハウを活用する P F I は、平成 11 年 9 月の P F I 法施行以来、全国各地において多くの分野で低廉かつ良質な公共サービスを提供するために活用されている、あるいは活用されてきたと理解しております。

戦後の高度経済成長と若年者が多いピラミッド型の人口構成を前提に構築されてきた日本の行財政システムは、経済の成熟化と少子高齢化を背景に、持続可能で効率的なシステムへと変革していくことが求められており、P F I はまさに公共施設等の整備・運営の分野におきまして、変革の起爆剤となる大変有力な政策手段であります。

本委員会は、P F I に係るさまざまな関係者が法の施行以来 8 年の間に蓄積してきた知見や経験を踏まえつつ、民間部門のイニシアティブの発揮を通じて、更なる P F I の活用が進められるよう精力的に活動していくことが期待されていると承知しております。

委員の皆様方をはじめ、各界各層の皆様方から大いに御支援、御協力を賜りまして、こうした使命を全うしていきたいと考えております。

そのためにも、円滑な議事の運営が何よりも必要でございますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、私の就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

赤井 P F I 推進室長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、渡委員長より進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

渡委員長 それでは、議事を進行させていただきます。

本日は、木村副大臣がお見えでございますので、副大臣からごあいさつを賜りたく、よろしく願いいたします。

木村副大臣 皆さん、おはようございます。木村勉でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

まず、各界で御活躍の皆様方が、この委員の任務をお引き受けいただきまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

現在、日本経済は 2002 年初以降、息の長い景気回復を続けております。改革と安定した経済成長のための取組みを車の両輪として、ともに進めているところでございます。

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的、効果的に社会資本整備を行う P F I 事業を推進することは、歳出・歳入一体改革の観点からも時宜にかなない適切なものであると考えております。

P F I 事業については、昨年末段階で、国、地方を合わせて P F I の実施方針が公表された事業は 295 件にまで増加しており、そのうち半分以上の 165 件が事業の運営段階

に移行しております。また、病院、刑務所など運営の比重の高いPFI事業も増加しており、これらに伴い、事業の運営段階に関わる新たな課題が出現しているところでございます。

つきましては、当委員会において昨年11月におとりまとめいただきました「PFI推進委員会報告 - 真の意味の官民パートナーシップ（官民連携）実現に向けて - 」を踏まえて、今後の我が国のPFI推進に当たっての課題への対応について御議論をいただくとともに、今後の我が国PFIの進むべき方向性についても御審議をお願いしたいと考えておりますので、委員の皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。

また、11日に総務省PFI事業に関する政策評価の結果がとりまとめられました。内閣府に対し改善の勧告がなされました。これを受けまして、担当の大田大臣からは、今後ともPFI事業が効果的に推進されるよう、関係省庁と連携を図りながら、諸施策の一層の充実を図る旨発言がありました。PFI推進委員会においても、本評価結果も踏まえて御検討いただきたい旨大臣より承っておりますので、私の方からも御検討をお願いをする次第でございます。

今後、密度の高い調査審議をお願いすることとなりますが、PFIの推進により、新たな官と民とのパートナーシップを確立していただくためにも、皆様方の御尽力を切にお願いいたしまして、私のあいさつといたします。

どうもよろしくお願いいたします。

渡委員長 ありがとうございます。木村副大臣は所用によりまして、ここで御退席をされます。

（木村副大臣退室）

渡委員長 それでは、議事を続けさせていただきます。

まず議事を進行するに当たりまして、本委員会の議事の公開につきまして、確認させていただきます。会議は原則非公開とさせていただきますが、議事内容につきましては、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条の規定によりまして、議事概要及び議事録を発言者名なしで公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に委員長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定により、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することと定められておりますので、私から指名させていただきます。

委員長代理は、本日は欠席されておりますけれども、山内委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、部会に属する委員の指名についてであります。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定によりまして、部会に属すべき委員及び専門委員は委員長が指名することとされております。ただいま事務局から部会に所属する委員の名簿を配付させます。

部会には、今お配りしました名簿に記載しております委員の方に御参加いただきたい

と存じます。よろしく申し上げます。

続きまして、部会長の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第2項に基づきまして、部会長は委員長が指名することとされております。本日はいらっしゃいませんが、部会長は山内委員にお願いすることにいたしました。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は新しいメンバーによる初めての会合でございますので、事務局からPFIの現状および先の委員会でとりまとめられました委員会報告について、資料2～5の説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

事務局 資料2～5に従いまして、簡潔に御説明をさせていただきます。以下、座らせていただきます。

今日の説明の内容は、まずPFIの現況ということと、先ほど副大臣の方からお話ございました推進委員会の報告、そして、総務省のPFI事業に関する政策評価といったことでございます。

それでは、まず資料2に従って、簡単に現況について御説明をしたいと存じます。資料2をごらんください。

まず1枚めくっていただきますと、先ほど副大臣の方からもお話ございましたが、昨年末現在で全体で295の事業が事業実施方針を公表済みということでございます。そのうち過半数の165が運営段階に既に入っておるということでございます。

3ページでございます。地域的に見ますと、ほぼ全国でPFI事業は着実に推進されているわけでございますが、6県ほどPFI未着手の県があるということでございます。北から青森県、群馬県、奈良県、和歌山県、鳥取県、宮崎県といったところでございます。

4ページでございます。事業件数と事業費の推移を示しております。事業費ベースでいきますと、現在2兆4,914億円でございます。これは公共施設の管理者等が拠出されている金額の見込み額ということでございますので、いわゆる独立採算型の事業費は含まれておりません。したがって、トータルの事業費は更にこれよりも大きい数字と見込まれるわけでございます。

5ページは「運営段階に移行するPFI事業の増加」でございます。大体見ていただきますと、各年度の第一四半期に供用開始をしているものが多いということでございます。

6ページでございます。これまで8年間の導入実績ということで、バリューフォーマネーでどれくらいの実績が出ているかということでございます。大体これで通常の公共事業として実施した場合に比較をいたしまして、5,738億円のバリューフォーマネーが出ているということでございます。私ももいささかなりとも財政再建に寄与しているのではないかと考えている次第でございます。

7ページ「事業者選定方式について」でございます。基本的には総合評価一般競争入

札が全体の7割ということでございます。これは国と公共団体で見ますと、国につきましてはWTOの政府調達協定の適用がほぼすべての事業であるということから、総合評価一般競争入札が93%ということでございます。

地方公共団体につきましては、国とその随契についての地方自治法の解釈が会計法と若干異なるといった事情もございまして、いわゆる法的には随意契約であるところの公募型プロポーザルが全体の61%を占めているところでございます。ちなみにPFIにつきましては、総合評価で行っていないもの、価格だけで勝負をさせているものは、私どもが把握している限りでは1件もございません。

8ページ「管理者別等事業数」でございます。こちらにつきましては、国は14%でございますけれども、地方公共団体が全体の75%を占めているということで、PFIのメインのプレーヤーというのは地方公共団体であるということが明らかになっております。

事業費の回収方法でございます。こちらは第一類型、いわゆるサービス購入型というものが全体の65%を占めているところでございます。

10ページ「施設の所有形態による類型別事業数」でございます。いわゆる建設が終わった段階で所有を公共に移すBTO方式と、事業が終わるまで所有権を民間が保有する、民間がリスクを保有するBOT方式。代表的にはこの2つがございまして。英国等ではこのBOT方式が一般でございまして、我が国の場合は、建設が終了した段階で所有権が公共に移るBTO方式がほぼ7割を占めているということでございます。

11ページ「事業期間別事業数」でございます。大きな山が17年目と22年目にございます。大体、庁舎であるとか宿舎であるとか、建設プラス維持管理といったような、どちらかという単純なPFI事業につきましては17年くらいの事業期間のものが多く、先ほど副大臣の方からもお話がございました運営段階に比重のあるようなもの。例えば刑務所であるとか病院であるとか、こういったものについては事業期間が長期に及ぶ傾向があるようであります。

12ページ「事業費の分布」でございます。これは大変わかりにくいグラフで恐縮でございますけれども、大体その50億円未満の事業が全体のほぼ半数を占めております。したがって、我が国のPFI事業につきましては、数で見ますと、どちらかという規模の小さいものが多いということになりますが、最近例えば隣に建てております7号館の事業は大体900億ちょっとでございますし、先ほどお話しいたしました美祿の刑務所事業は500億弱、羽田につきましては1,000億強、多摩の病院事業につきましては数千億ということで、1,000億超の事業がかなり出現をしまっているところでございます。

次に、先ほど副大臣の方からもございました新しい1つの方向ということで、運営重視型PFI事業の1つとして、刑務所の例を御紹介を申し上げます。美祿の社会復帰促進センターということで、昨年5月13日に開設をされた、いわゆるPFI刑務所事業で

ございます。

これは2つ大きな特色がございまして、1つは美祢市が法務省さんにいろいろとお願いをして、地域の発展・向上という観点から、美祢市に誘致をしたということでございます。そういったことでここに幾つか書いてございますけれども、地域の振興ということで地元からいろいろと生活関連物資を購入をしたり、婦人科診療の病院を併設をしたりといったようなことをしているということでございます。

もう一つは、本来通常の法律の枠組みでございまして、なかなか民間に委託のできないような業務がございまして、こういった業務につきまして、いわゆる構造改革特区というものを併せて、ここで書いてございますように、施設の警備であるとか職業訓練であるとか収容監視であるとか、こういった業務についてもPFI事業者にも委託が可能にするようにいたしました。その結果として、約8.5%のVFMが実現をしているところでございます。

平成18年11月22日付の関係省庁連絡会議幹事会申合せについて、若干御説明をさせていただきます。先ほどお話をいたしましたとおり、病院であるとか刑務所といったものは非常に運営の比重が高く、なかなか発注者だけの能力で具体的にどういう形で事業を進めていくべきかという要求水準書を作成することが難しい事情がございまして。

こういった事業につきましては、民間の皆様とよくコラボレートして、民間との対話を通じまして、公共施設の管理者等がつくった要求水準書を更に詳細に詰めていくといった作業が必要不可欠であるわけでございます。

こういった背景を踏まえまして、平成17年に議員立法で改正をいただいたわけでございますが、その際のPFI法の改正附則の第3条で、民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方について、政府は検討せよというような規定が入ったところでございます。

当然、今、申し上げたような事情は欧州においても起こっているわけでございまして、欧州においては2004年に競争的対話方式といったものを導入をいたしました。現在、欧州、EUに加盟をしているすべての国で導入がなされているところでございます。こういった事情を反映いたしまして、私どもも関係省庁さんといろいろと御相談をいたしました。

とりあえず今、病院事業であるとか刑務所事業といったものが動いておる現況がございまして、まず現行の会計法、地方自治法の枠組みの中で最大限、私どもができることをやろうということで、会計法の解釈、地方自治法の解釈で可能な限り競争的対話で実現されているような事項を実現をするということで連絡会議幹事会申合せというものをまとめたわけでございます。

基本的なポイントは幾つかございますけれども、特に一番大事なものは従来必ずしも民間事業者と発注者との間でいろいろと意思疎通をする際に、果たしてそれが口頭でできるか。いわゆる応募者と発注者それぞれごとにできるか。対面でできるかということ

については、なかなか一義的な解釈がございませんでした。ここにつきまして、明確に必要な応じて応募者ごとの対面での口頭による対話も可能であるということをお示しをしたわけでございます。

例えば東京都さんとA建設会社、B建設会社というものが個別にこの要求水準書のこの中身はどうなっているのだろうかといったことについて、照会をするような場を持っていただいて全く構わないということをお示しをしたわけでございます。

段階的審査でございますが、これは当然一般競争入札の大きな枠があるわけでございます。しかしながら、当然この絞り込みについて、一定のルールの中でのやり方をいただいて当然結構であると。それから、欧州の競争的対話方式と同じように最低3社程度に絞り込むことが妥当であるということをお示しをしたわけでございます。

このような考え方を私どもはお示しをするに当たって、既に東京都等で実際にやっておるものを参考にしたところでございます。それが15ページでございます。東京都においては多摩の広域基幹病院及び小児総合医療センター整備等事業について、今、私が御説明をしたようなことをほぼやっておりました。言わばここでグッドプラクティスというものがあつたわけでございます。

こういったものを参考にして、関係省庁連絡会議幹事会申合せをまとめたわけでございますが、16ページにEUの競争的対話方式と多摩の病院PFI事業、端的に申しますと、今回の関係省庁連絡会議幹事会申合せの事業のプロセスの比較が出ております。

ごらんいただけるとおわかりのとおり、ほぼ同じような手続を取ることが可能となっております。こういったことを踏まえまして、その後、東京都さんでは多摩の後に駒込、松沢の病院事業につきましても、こういった関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨を踏まえて手続を取っていただいておりますし、そのほか筑波大学の附属病院、愛媛県立中央病院といったところでもこのような方式を採用していただけると伺っております。

病院以外につきましては、防府の一般廃棄物処理場。これにつきましては、必ずしもPFIにはどうもならないようでございますが、こういったものにつきましても関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨を踏まえた形で入札手続をやっていただけると伺っております。

こういった形で少しずつ関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨が伝わっているわけでございますが、後ほど推進委員会の報告のところでも申し上げるとおり、必ずしも現場にこういったことが伝わっているかということ、まだまだのところがございます。私どもはいろいろな場を通じまして、普及啓蒙活動を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

17ページでございます。このほか、昨年6月にバリューフォーマネーに関するガイドラインとプロセスに関するガイドラインの改定をしていただきました。その内容について簡単に御報告をいたします。

バリューフォーマネーの方でございますけれども、こちらについてはいろいろと御議論をしていただきまして、まず本質的な課題について整理をすべきだという議論になりました。この本質的な課題の部分につきましては、ガイドライン自体を改定をしております。この本質的な課題と申しますのは、ここに書いてございますとおり、VFMというものは一体どういうふうに見るべきかといったことでございます。

特にこの3番でございますけれども、従来、特定事業選定の段階でVFMは評価をすることが法的にも要請されていたわけでございますが、やはりこれはVFMは段階的に少しずつ詳細化をしていくべきだということで、いわゆる事業実施方針の前に導入可能性調査を行っているわけでございますが、そこでもきちんとVFMについて整理をすべきだということを今回明確に打ち出ささせていただきました。

VFMのガイドラインは非常によくまとめていただいているものでございますが、なかなか細かいところまで書き込んでいたわけではございません。ガイドラインができた平成13年からほぼ6年程度経った段階でございますので、実務の方でもいろいろなプラクティスの積み重ねが上がってまいりました。

そういったことを踏まえまして、例えば割引率の設定方法であるとかPSC、PFI事業のLCCの算出方法といったことについて、解説という形で具体的に記述をしたところでございます。

18ページでございます。プロセスに関するガイドラインでございます。これは特に民間の皆様方からいろいろとお話をいただくことでございますけれども、審査委員会による審査の方法について、見直すべきという御意見がございました。具体的に申しますと、審査委員会はいろいろな方が学識経験者として入っているわけでございますが、必ずしもその専門的な事項について、ふさわしい専門家の方が審査をしているかということ、そうは限らない。したがって、そういった専門性の高い審査事項につきましては、専門家により審査がなされるような審査プロセスを確保すべきだというのが第1点でございます。

第2点といたしましては、審査の効率性、実効性を確保するために、やはり十分な審査時間を確保すべきだと。それから、なかなか短い時間の中で審査をいたしますので、事業提案の要約版を作成するとか、いろいろな工夫をすべきだといったことを新たに書き加えさせていただいております。

もう一点でございますけれども、平成17年のPFI法の改正によりまして、現行の会計法では総合評価はやってもいいという規定になっているわけでございますが、PFIの枠組みでは事業者選定において、総合評価方式を原則としていただきました。プロセスのガイドラインではそこがまだ直っておりませんでしたので、事業者選定における総合評価が原則ということで、明確に位置づけさせていただいたわけでございます。

以上が18ページまででございます。

次に19ページでございます。その他、内閣府等々の方でいろいろとやっている取組み

について、御紹介をさせていただきます。

その第一が官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会ということでございます。これは本日御出席のD委員の方からもかつて御指摘をいただいたわけですが、現在、指定管理者制度であるとかPFI制度であるとか市場化テストであるとか、官民連携の手法は幾つかあるわけですが、これがどちらかというとはばばらに動いておると。こういったものにつきまして、やはりノウハウを共有いたしまして、できる限りこれら制度のユーザーの皆様方にとって、使いやすい制度として整理をしていくことが必要ではないか。こんな指摘をいろいろといただいておったところでございます。

私どもはそういったことを踏まえまして、昨年1月でございますけれども、総務省さん、内閣府の公共サービス改革推進室さんの方とお話をいたしまして、ノウハウをシェアしていくということで、協議会を立ち上げるということで合意をいたしました。その後、ここにございますとおり、5月、10月、本年1月11日に関係省庁連絡協議会を開催したところでございます。後ほど推進委員会の報告のところでお話をさせていただきますけれども、そちらの推進委員会の報告の中でもこういった連絡協議会を活用しようということになっておりまして、1月11日の段階で具体的な実態調査をするということで、アンケート等の内容について、いろいろと御相談をしたところでございます。

次に20ページでございます。そのほか、私どもは情報発信機能の強化ということで、いろいろな取組みをしております。平成17年度版でちょっと古いもので恐縮ですが、PFIのアンニュアルレポートというものを一昨年の12月にまとめさせていただきました。これはPFIの各年度ごとの状況とトピックについてまとめまして、PFIの事業に携わっている皆様方に情報提供をしようというものでございます。ホームページでもすべて公表しておりまして、近々次の版も公表する予定でございます。

21ページでございます。情報発信機能の強化ということで、昨年は3月8日に「PFIの現状と課題についてのセミナー」ということで、セミナーを実施いたしました。先ほど委員長の方からお話がございました、山内委員長代理、本日も御出席の野田委員にも御参加をいただきまして、パネルディスカッションを行ったところでございます。

経団連ホールは大体450名が定員でございますけれども、それを大きく上回る506名の方にお越しをいただきました。今年も3月28日に開催をする予定でございます。是非御支援、御協力をお願い賜ればと考えている次第でございます。

22ページでございます。情報発信機能の強化のもう一つといたしまして、これは昨年度の事業でございますが、公共サイドの皆様方に向けてということでございます。PFI事業における助言・指導を行うセミナーを行いました。具体的な内容といたしましては、先ほど来申し上げており、運営段階に入っておる事業が過半を超えておりますので、そういった運営段階のさまざまなノウハウ、モニタリング等々ということでございますが、こういったことにつきまして、いろいろと助言指導を行うセミナーをこういった各地で行ったということでございます。

最後になりますが、PFIは御存じのとおり我が国だけで行っているものではないで、英国等のEU諸国、南アメリカ諸国、南アフリカ、アジアでいきますと韓国、シンガポール、カナダ等でも盛んに行われているところでございます。

こういった各国の国際的な連携をはかるということで、さまざまな国際会議がなされているところでございますが、私どもとしてもまず日本という国のPFI事業を対外的にPRをするという趣旨も兼ねて、ネットワークづくりをしようということで、インターネットを使った情報交換のバーチャルな会議を今年の3～5月にかけて実施をしたところでございます。

24ページを見ていただきますと、政府の推進部門の役割について、入札制度について、VFMについて、資金調達についてという4つのテーマに分けて、それぞれ参加者の皆様、英国、フランス、オーストラリア、韓国、世界銀行、欧州投資銀行といったところの皆様方に御参画をしていただいて、情報交換、意見交換をしていただきました。

そういった内容につきましては、実は世界銀行の方で2006年以降、PPP、PFIに関する国際会議を実施しているところでございます。第1回から私どもは招聘をいただきまして、参加をしているところでございますが、第2回は2007年の6月に実施をされました。こういった場で我が国の取組み、その内容を御紹介をしたところでございます。

こういったことで、我が国も国際貢献をしていくとともに、国際的に動いているネットワークと連携をして、我が国独自のネットワークの強化づくりをしてまいりたいと考えている次第でございます。

以上が現況等についての御説明でございました。

次に推進委員会報告につきまして、簡単に御報告をしたいと存じます。こちらにつきましては資料3と資料4がございまして、資料4が実現に向けての報告書そのものということでございますが、お時間の関係もございまして、資料3に従いまして、簡潔に御説明をしたいと思っております。

まず推進委員会の報告をするに当たりまして、私どもはよくいろいろと現場の声を聞くべきだということで、地方公共団体等の皆様方に対してアンケート調査を実施いたしました。広く一般の国民の声ということで、パブリックコメント等を実施したところでございます。経団連等からもヒアリングをさせていただきました。

その結果、わかったことではございますけれども、特に民間の皆様方からは実際の事業の進捗を見ますと、PFIというのは本来は官民が対等のパートナーシップを構築をして連携をして推進をしていくべきものの官民が対等の立場にあるとは言いがたいという非常に強い不満があるということがわかったわけでございます。

一方、公共施設等の管理者と公共サイドでございますけれども、景気が少しよくなったということもあり、PFIは非常にその手間がかかって、使いやすい手法になっていないのでちょっと敬遠をしようかなといった動きがあるということもわかってまいりま

した。

こういったことを踏まえまして、推進委員会では大きく3つの方向を打ち出していたところでございます。まず第1に対等なパートナーシップの実現のための速やかな環境の整備ということでございます。公共サイドの方から出ている御要望に対するということでございますが、標準化、ノウハウの共有によりまして、より使いやすい制度に改善をしていこうということでございます。

3番目でございますけれども、先ほど来、関係省庁幹事会申合せであるとか、ガイドラインの改定の話をしていただきました。特に民間の皆様方からは、こういった私どもがいろいろと汗をかいておるような成果がなかなか現場に浸透していないというようなお叱りをいただいたところでございます。

そういったことで、こういった成果を現場に速やかに浸透させるべく、私どもは今後、強力に普及啓蒙活動をしていくということを考えておりますが、こういった3点につきまして、大きな方向性を示していただきました。

この大きな方向性にしたがって、私どもは課題を整理をいたしまして、大きく15の課題を整理をして、それぞれについて対応の方向性を提示をしていただいたところでございます。この15の課題のうち、特に重点的に検討し、速やかに措置を講ずべき課題というものを4つほど選定をしていただきまして、私どもはできればこういったものについては、1年と言わず半年ぐらいでアウトプットをつくってまいりたいと考えております。

以下、この重点的に検討をし、速やかに措置を講ずべき課題につきまして、少し御説明をさせていただきたいと思っております。

まず4つほどございまして、1つが個別具体のプロセスごとの課題ということでございます。

先ほどもちょっと御紹介いたしました、指定管理者、市場化テストといったような他の官民連携手法とのノウハウの共有、必要な調整の実施ということでございます。

本年が取組期間の初年でございますけれども、地球温暖化防止への対応ということでございます。

最後が補助金、税制等の支援措置のイコールフットィングの必要性ということでございます。

まず1番から簡単に御説明をいたしますが、1ページおめくりください。事業のプロセスに従って幾つかの課題が整理されております。民間の皆様方からいろいろと出ている不満というのは、こういった事業のプロセスの中で、本来は官民が対等であるべきところであるものの、そうならない形で事業が進んでいるということでございます。そういうことで、個々の事業のプロセスごとに具体的に解決をすべき、ないしは改善をすべき点を洗い出しまして、そこにつきまして、具体的に対応策を整理をしたということでございます。

プロセスといたしましては、大きく分けまして、入札の前段階というものがござい
ます。入札を行っている最中、入札が終わりまして、契約書をまとめる段階、運営の段階
ということでございます。この4つを大きく分けまして、それぞれにつきまして、簡潔
にどういう課題があるか、それについてどういう対応をすべきというふうに打ち出して
いただいたかにつきまして、御説明をさせていただきます。

まず入札の前の段階でございますが、この前の段階で発注者さんの方で公共の方で具
体的にどういう形で事業をやられるかということを確認に考えていただきまして、それ
を要求水準書という唯一これは発注者が入札参加者の皆様方に、私どもはこういうこと
をやりたいんだということをお示しをする性能発注の文書の中に明確に書き込んでいた
だくということが必要でございます。

そして、当然その際には、いわゆる予定価格とこの要求水準書の中身というものは
基本的に明確に連携しておると。端的に申しますと、予定価格以上の盛りだくさんの内
容を要求水準書に書くことはすべきではないということでございますが、実態としては
なかなかその発注者さんの方で物を考えずに、民間の方に丸投げをしておるとい
うような例があるようでございますし、要求水準書を見ても具体的にどんなことを考
えているのか、よくわからないというようなものもあるようでございます。

予定価格は一つあるわけでございますけれども、それと必ずしもリンクしない形で要
求水準書が書かれるということで、非常に盛りだくさんの要求水準書になっておりま
して、そのよう要求水準書を具体的に実施をしますと、とてもこの価格ではできな
いというようなものがあるようでございます。

こういった御批判、御不満を踏まえまして、ここにあるような方向性を示していただ
きました。まず第一に先ほども申し上げましたが、実施方針の策定の前に導入可能性調
査というものをしているところでございます。こういった枠組みの中で明確
な事業のコンセプトをつくっていただくということでございます。こういった事業コ
ンセプト書の作成といったことを今後、ガイドライン等に盛り込んでいただくとい
うことでございます。

本来、要求水準書というものはできるだけ客観的に、可能な限り数値的に整理をした
もので、入札参加者の皆さんがそれを見て、具体的にどういうものが必要かがわかるも
のである必要があるわけでございます。ところがなかなかそのところがそうはなっ
ていないということで、これは要求水準書を具体的にどうやってつくるべきかという作成
の指針をつくる必要があるということで、要求水準書の作成指針をつくるということ
をお示しをいただいたところでございます。

3番目でございます。予定価格と要求水準書の内容を明確にリンクさせるというこ
とでございます。端的に申しますと、まず要求水準書をつくりまして、この要求水準書に
従って予定価格を積算をすれば、こういった問題は出てこないわけでございますが、な
かなか実際にそれをやるということになるとお金もかかるということで、幾つか総合部

会の中で御議論がなされました。

そのうちの1つに、上限拘束性のない参考価格として一定の価格を例えば示していったらどうかといったような御意見もあったわけでございます。こういったことを現行の法制度の枠組みの中で、可能なものから一つひとつ実施をしていこうということがこの内容でございます。

次に、入札段階、入札に入った後の段階でございます。ここにつきましては、なかなか入札参加者の皆さんが発注者の方に、一体この要求水準書のここはどういう意味なのかと聞いても、木で鼻をくくったような文書での回答しかいただけない、よくわからないというような御批判をいただきました。

これにつきましては、先ほど関係省庁連絡会議幹事会申合せを既につくっておるということを申し上げましたので、こういったものの趣旨を更に現場に徹底をしていくということが一つあるかということでございます。

ただ、関係省庁連絡会議幹事会申合せはどちらかというと、会計法等の解釈の中でここまでできますということを書き込んでいるものがございますので、具体的な手順としてはどういうふうにやったらいいのかということは今後示す必要があるという御指摘をいただきました。こういった具体的な手順につきまして、ガイドラインに盛り込んでいくという方向性を打ち出しております。

民間の皆様方の方からは、落選をした場合にその落選をした理由をきちんと説明してほしいというお話がございました。これにつきましては、ガイドラインの方でそういったことはやってくださいということをお示しをしているわけですが、具体的にどういうふうにするかということについては明確にお示しをしておりません。したがって、そういったことにつきまして、明確にこういったやり方でやりなさいよということを示していく必要があるだろうということがもう一つでございます。

入札段階で要求水準書に従った御提案をいただくということになりますと、その限りでのバリューフォーマネーが出るわけでございますが、それ以上のバリューフォーマネーを出していただくということは非常に大事なわけでございます。

したがって、要求水準書に必ずしも即さなくても、より大きなバリューフォーマネーが出るのであれば、そういった提案というのも今後は認めていくような何らかの枠組みを考えていくべきではないかといったことにつきまして御提案をいただきました。英国等ではヴァリアントビットというものがございまして、こういったものも参考にして、我が国の制度の枠組みでできることをやっていこうということでございます。

次に、事業契約の締結の段階でございますが、こちらにつきましては、標準契約書モデルとその解説の作成ということを対応の方向としてお示しをいただきました。

英国では御案内のとおり1997年に労働党が政権を取って以降、PFI事業は飛躍的に増加をしたわけでございます。その要因としてはさまざまなものがあるわけでございますけれども、その大きな1つとして、具体的な提案等の作成の段階のコストというもの

をできるだけ縮減をしていこうということで、契約書等の標準化、事業のプロセスの標準化を強力に推し進めたわけでございます。それが事業の大幅な増加につながったと言われておりますが、残念ながら、我が国では標準契約書はいまだ存在をしておりません。したがって、そういったものを今後作成をしていこうということでございます。

ただ、標準契約書のみを示すということでは若干足りなくて、標準契約書のそれぞれの条項の背景にある考え方を併せてお示しをして、公共施設等の管理者の皆様方が応用動作をできるようなものをつくろうというような御指摘をいただきました。ここで「標準契約書モデル及びその解説」と書いてあるのは、そういった趣旨でございます。

最後でございますけれども、運営段階でございます。御案内のとおり、PFIにつきましては要求水準書で具体的にこういったパフォーマンスを出してくださいよということをお示しをするわけでございますが、実際の運営段階でそのパフォーマンスが実際に発揮されていないとPFI事業は絵にかいたもちになるわけでございます。したがって、要求水準書どおりのパフォーマンスが発揮されているかどうかをチェックするモニタリングということでございますが、これが非常に重要であるわけでございます。

しかしながら、こういったモニタリングということが残念ながら我が国ではまだ必ずしも適切になされていないということで、こういったことにつきまして、具体的な方向性、方策というものを示していきましようということが1つ。

それから、PFI事業につきましては、こういった運営段階の経費が固定化して20～30年間一定額でいってしまうというような誤解がございます。しかしながら、例えば英国、我が国でもかなり一般化しておりますけれども、市場での実勢価額を踏まえまして、例えば5年ごとに見直すという条項を契約に盛り込むということが一般でございます。ただ、なかなかこういったプラクティスも浸透しておりませんので、こういったことを標準契約書モデルとその解説に位置づけていこうといったような方向性をお示しをさせていただいたわけでございます。

もう一つ、最後になりますけれども、PFIにおきましては、リスクというものを基本的にきちんと分担をする。そして、そのマネジメントをしっかりとやるということが非常に重要でございます。こちらについて、リスクのガイドラインというものがあるわけでございますが、それに欠けている点を更に付加していこうということで、ここにございまして、リスク分析及びリスクマネジメントについての考え方を具体的なシーンとして提示するといったことも御提案をいただきました。こういった内容につきまして、半年間をかけて具体的なアウトプットをつくらせていただければと考えている次第でございます。

1枚目に戻りまして、残り3つにつきまして、簡潔に御説明をいたします。他の官民連携手法とのノウハウの共有等々でございますけれども、これは当然、制度的な枠組みにつきましては推進委員会等で御審議をいただく話でございますが、やはり実務的な課

題が多々ございます。こういった実務的な課題につきましては、まず実態を把握いたしまして、そこでどういった方向性を示すべきかということ为先ほど申し上げましたような関係省庁連絡協議会で御検討をしていただいて、打ち出していただくということではないかと思われま。そういった方向性を今回の報告書では打ち出させていただきました。

地球温暖化防止への対応ということでございますけれども、こちらにつきましては現在でも要求水準書、審査基準の中でそういったことについて配慮するような規定はあるわけでございますが、そこにつきまして今回、要求水準書の策定指針というものをまとめますので、明確にそういった方向を位置づけていこうというのが1つでございます。

もう一つ、PFI事業の中には光熱費をPFI-LCCに算入しないようなものもございます。こういったものについてはそれなりの事情があるわけでございますが、PFI、LCCをできるだけ縮減をしていく。CO2を縮減をしていくという考え方でいきますと、原則として光熱費というものもPFI-LCCに参入すべきということになりますので、こういったことにつきまして基本的な考え方を示していこうということでございます。

補助金、税制等の支援措置のイコールフットィングということでございますが、これにつきましては関係省庁等々の御努力によって着実に前に進んでいるわけでございます。しかしながら、必ずしも十分ではないということでございますので、更に促進をしていくということでございます。なお、国庫補助金のイコールフットィングにつきましては、平成17年以降、実態の把握を行っておりませんので、まずこの実態の把握から私どもも着手をしていきたいと考えている次第でございます。

以上、15の課題のうち、特に重点的に検討をし、速やかに措置を講ずべき課題につきまして、御説明をさせていただきました。

最後になりますが、政策評価の内容につきまして、簡単に御報告をしたいと存じます。資料5をごらんください。政策評価につきましては、総務省さんの方で行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき実施をしているものでございます。今回のPFI事業に関する政策評価は、そのうちの平成18年度分ということでございまして、総務省さんは平成17年12月～20年1月にかけて政策評価を実施をされました。総務省さん独自に18年4月～7月にかけて調査を実施し、その結果を踏まえてということでございます。

具体的な内容でございますけれども、2ポツでございますが、調査の結果によれば、総務省さんが御調査をされた内容の中でも2,726億円、20.3%のバリューフォーマネー、節減効果が出るということでございました。

したがって、PFI事業を適切に推進をしていくということになると、PFI事業は相当な効果があるということをお示しをされたことと併せて、しかしながら、現在の事業の実態を見ますと幾つか課題があるので、そういった課題について、早急に措置を講ずる必要があるということで、勧告をされたわけでございます。具体的な勧告の内

容としては4つほどでございます。

まず第1がバリューフォーマネー算出の客観性・透明性の確保ということでございます。これについては私どもガイドラインの方でも明確に示しているわけですが、具体的な方法を更に示していくべきであろうということで、ガイドラインを充実していく。それから、グッドプラクティスの蓄積、支援方策の充実等ということをお示しをいただきました。

第2が、官民のリスク分担の明確化ということでございます。先ほど来申し上げましたとおり、PFIにおいて官と民との間で適切にリスクを分担していくことは1つの大きな要であるわけですが、なかなか我が国ではリスク分担ということについて、従来余りなされていなかったところがあるわけございまして、そのところが不明なもの事例としてあるということでございます。

したがって、こういったことについて、うまくやっているグッドプラクティスというものを蓄積をして、そういったものを情報提供していくとともに、これは先ほど推進委員会の報告にも示されているところでございますが、リスクマネジメントを行う際に必要な事項について、ガイドラインに盛り込むといったようなことをすべきであるというような勧告をいただいたわけでございます。

3番目が施設の設計・建設段階のモニタリングということでございます。モニタリングにつきましては、モニタリングのガイドラインというものがございすけれども、これは運営段階について、いろいろとお示しをしているものでございまして、設計建設段階については特に具体的な内容をお示しをしておりません。

しかしながら、設計建設段階でも適宜適切にその公共等が関与をしていく、ないしはきちんとモニタリングをするということは安全性の確保、環境への配慮ということで極めて重要だということで、今回推進委員会の報告の中でもこういった内容を盛り込んでいただきました。それと同様の方向性ということでございます。

最後に民間事業の創意工夫の発揮や応募しやすい環境の整備ということでございますが、この内容につきましては、先ほど御説明した内容とほぼ同じものでございます。したがって、今回の勧告の内容は推進委員会の報告と同じ方向を向いております、私どもの背中を押していただいたというものではないかと私どもは理解をしているところでございます。こういった勧告を踏まえて、私どもは誠実に対応を行い、半年後の7月10日までに何とかできることをまとめて回答させていただければと考えている次第でございます。

長くなりましたが、御報告は以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。時間が限られておりますけれども、ただいまの説明全般に関しまして、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの説明を踏まえまして、4つ目の議題に移りたいと思います。これは今後の審議の進め方でありまして、説明にもございましたけれども、平成19年11月

にとりまとめられました「P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民パートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」に沿って、速やかに対応すべき課題につきまして、冒頭の木村副大臣からもお話がございましたとおり、総務省の政策評価結果を踏まえ検討措置を行う必要がございます。

本会合後、速やかに委員会の下に部会を設けて検討を開始し、今後半年程度を目途に部会から本委員会に検討結果を報告いただき、委員会がとりまとめるというスケジュールにしていきたいと考えております。

事務局の説明も踏まえ、今後の審議の進め方等につきまして、各委員から御意見がございましたら、順に是非御発言いただきたいと存じます。まず、B委員からお願いします。

B委員 あらかじめ十分考えてきたわけではありませんけれども、総務省の政策評価のところにも具体的なことについてのガイドラインなどを求められているようでございます。

既に前の推進委員会でもやってきた作業ではあるんですが、今、何が求められているかということをやはりきちんと踏まえて、その具体的な作業を進めていくのが私どもの今期求められている仕事なのではないかと思っております。一言で申し訳ありません。

渡委員長 ありがとうございます。

それでは、C委員、よろしくをお願いします。

C委員 初めての会合だということもございますので、今のテーマの前に従来の歩みの考えを申し上げたいと思います。

P F I の取組みと言いますのは、私の記憶では橋本内閣の最後の総合経済対策会議で触れられて、平成10年の経済企画庁で研究会がスタートしまして、これで公式な取組が始まりました。

その後、法律が制定されて、当委員会も成立して、さまざまな検討が加えられたわけでございますが、主に推進委員会そのものでも4期終わって5期目に入るわけございまして、平成10年の経済企画庁の研究会から見ますと、もう10年目になるわけでございます。随分と長い期間が経ったわけでございますけれども、今この時点に立ってみまして、まだまだ検討を進めていかなければいけないことは多いんだろうと思います。

そうではありますけれども、一方でP F I の委員と言いますのは、勿論第一にはP F I の事業の推進でございますけれども、私は個人的には単にP F I の推進ということだけではなくて、従来の行政の進め方にフィードバックされる意味合いは非常に大きいんだろうと思ってきたわけでございます。

そういうふうに見てみますと、従来過去にさまざまな自治体さんのいろんな御意見を承ったわけでございますが、その中でもP F I のさまざまな進め方、プロセスの中のステップでいろいろとございますけれども、業務要求水準書というような新しいコンセプトのものが出てきたわけでございますが、従来の自治体の公務員の方々の取組みは必ず

しも事業の内容について、つまびらかにして、公にしてから取り組んで入札にかけるところが非常に弱かったのではないかという意味合いの御発言もなされておられるわけです。そういう意味では自治体の取組みも考え方が変わってきている部分もあって、それはとりもなおさずPFIの効果の一つであろうと私などは考えているわけです。

一方、国の中でも会計法予法令という非常に厳格な入札方法の規程があるわけでございます。当時は例えば段階的に入札を進めていくということ、勿論、今の法律上も制限があるわけでございますが、全くできないというような意見が強かったんだろうと思いますが、先ほどの御説明の中にそうでもない。その法律の中で対応できる部分もある。そういう意味では従来の法律の見方あるいは手順の進め方についても変化が見られてきているのではないかと考えるわけでございます。

そういうふうに進めてきておりますけれども、なかなか急には進まないということではございますが、これは考えてみますと、もともと日本の行政の仕組みの中になかった部分がPFIにはかなりあるというのが、大部分はそういうところがあるわけです。そこを折り合いを付けながらやるのは、それなりに時間がかかって、やむを得なかったところもあるんだろうと思います。

しかし、それに甘んずることなく、さまざまに要求でございますとか不満であるとか、あるいは問題の指摘があるわけですから、そのところをできるだけ早いスケジュールで詰めていくということも必要なことなんだろうと思います。

そういう中で昨今、新聞報道等でPFIに対する問題の指摘あるいは批判と言われるようなことがあるんだろうと思います。つい最近も大きな記事が出ておりましたけれども、考えてみますとPFIと言いますのは、大きく公共事業の中の進め方の一つでございます。PFIの基本方針の前文にありますように、公共性原則ということがございますけれども、まさに公共の事業の進め方の中の一つの手段であるということのはっきりしているわけでございます。

そういうふうと考えてみますと、PFIに対する問題点の指摘あるいは勧告なり中には非難なりがあるかもしれませんが、それは必ずしもPFIだけに対するものでは決してないんです。従来の行政の進め方に対する指摘であるという側面も必ずあるわけでございます。

そういうことも含めて、今後PFIの改善に向けてのさまざまな議論、検討ということと当たりましては、単にPFIが悪いんだとかいう視点ではなくて、行政全体を改善していくために何が必要であるかという大きく視点を広げた上で、その中でPFIとして、どういうステップを踏むべきであるか。どういう改善をすべきであるか。そういうふう考えるべきではないか。

事務局に当たりましては、さまざまな問題につきまして、各省庁でいろいろな打ち合わせがあるかと思っておりますけれども、そういう場合にむしろ前向きに行政全体を改善するんだという方向性でPFIへの取組みの個々の具体的な改善なりを検討していただき

たいと考える次第でございます。

以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。

続きまして、D委員、よろしく申し上げます。

D委員 先ほどの説明も聞きながら、2つのことを感じたんですけれども、まず一つはやはり今後PFIのあるべき方向性というか、進むべき方向性ということで申し上げますと、やはり真の意味での官民のパートナーシップというものがどういうことなのかというのを是非部会でも、官の方も民の方もいらっしゃいますので、議論を尽くしていただきたいと思います。

先ほど、資料の中で資料3の一番上に民間事業者の立場からすると官民が対等な立場にあるとは言いがたいという非常に強い不満があると。一方、公共側からするとPFIは手間がかかって、使い勝手が悪いという不満が多くある。

その間に入って、内閣府さんがさまざまな知識を集積し、発信をされ、官民をつなぐ役回りをしてこられたと思うんですけれども、結局民間事業者と公共施設のPFIを導入する管理者が直接つながり理解し合わないと、不満は解消されないと思います。本来ここの左の箱と右の箱の間に対話が行われ、そこでパートナーシップが形成されていくべきなのに、どうも対話ができなくて、民間の意図が行政の担当者には伝わっていない。

内閣府さんのガイドラインや方針に従って、あるいはコンサントの意見を聞きながら事業を進めている訳ですけれども、もっと公共の担当者は直接民間の声を聞かなくてはいけないと思いますし、民間事業者は公共は何を考えているのかを理解しなくてはいけないだろうと思いますので、是非ガイドラインとかいろいろなルールをつくるということ以前に、官と民が心を開いて対話をして、相手が何を望んでいるのか、どういうふうになれば改善するのかということを議論していただきたいです。

あとは競争的対話をこれからどういうふうに進めていくのが適切か、会計法の範囲の中でという話がありましたが、その範囲の中でどこまで意味のある対話ができるのか、検討すべきではないかと思います。

特に欧州の対話方式と日本の対話方式で似ている部分はありますが、異なる点としては、入札公告書を出した後の対話が難しいということでしょう。確認という意味での対話ができるにしても、より本質的な意味で事業の在り方、スペックの在り方、リスク分担といったものが適切だったのかどうかという点について、柔軟に変えていくということが難しいという懸念もあります。

対話をした結果が、民間の創意工夫の誘発やVFM向上に資する仕組みにしていくことが重要であり、どうやって今の会計法の中で実現できるのか、についても具体的に官民のメンバーの方で議論をしていくべきかなと思いました。

もう一点は、先ほどC委員も触れられたんですけれども、今、PFIの失敗と言われ

ている事例が幾つか出てきている中で、行政の担当者からすると、PFIは余りよろしくない手法なのかなという漠然とした不信感を持ちはじめています。具体的な仕組みや失敗の原因はよくわからないながらも、そういった報道に一喜一憂するということが出てきているわけです。

一番重要なのは、事業そのものの採算性とPFIの手法として妥当性は全く違うものであって、事業をそもそも実施すべきかどうか、あるいはその事業の規模が適切かどうか、いわゆるB/CとPFIの是非は異なるものです。

それから、その自治体や国といった管理者がサービス購入料を20~30年という長期にわたって払うことができるかどうか。イギリスではアフォードビリティと言われていますがけれども、それだけの財政的な余裕があるのかどうかということを中心に考えて、その事業をその規模でやりますということを決めるのはPFI以前の話です。

その一つがPFIというものであるわけで、PFIの失敗と事業の失敗は異なるものであって、そこが明確にその峻別されずにPFIのメリット、デメリットみたいなものが議論されていくということは、やはり内閣府さんとして、自治体なり国の管理者に対してきちんと伝えていただきたいと思っています。

その辺は幾つかPFIの失敗とされているような事業が、PFIが失敗であったということは当初予定していなかったVFMが出ないということだと思いますので、本当にそういう結果だったのか。いろいろな委員会を通じて検証作業はされていると思いますけれども、それをよりわかりやすく将来の管理者が理解をし、どういうふうになればPFIがより効果を生むように使えるのかということがわかるような指針なり考え方をこれから提示していただけると非常にありがたいのではないかと思います。

以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。

それでは、A委員、よろしくをお願いします。

A委員 昨年11月の報告書を取りまとめるに際して、推進室の御尽力により、資料3で、PFIを推進していく上での問題が随分整理されました。先程、C委員、D委員がおっしゃったように、もう少しステップバックして過去のことを振り返ってみますと、PFIが簡単かどうかという点は、日本が小さな政府かどうかという観点から見ると、PFIが簡単かどうかという点は、日本が小さな政府かどうかという観点から見ると、アウトソーシング等々を考えると、日本というのは結構外部委託はやっており、この点では小さな政府であり、PFIを導入する上での経験はあるはずなのです。

ただ、一つのPFIと個別委託、あるいは請負、これらの集合体として現在行なわれている公共事業の手法とPFI手法との大きな違いというのは、事業のマネジメント、経営と言ったらいいのですか、マネジメントと言ったらいいのですか、それをだれが担っているのかということにあります。

私は、病院PFIを随分手掛けておりますが、例えば病院事業では、まず施設を設計し、病院の建物を建て、運營業務を行うこととなります。従来手法では、これらの業

務を基本的にすべて個別で請負に出したり委託に出したりしておるわけですが、そうすると業務の重複があったり、あるいはすき間が生じたりします。こうした不具合の調整も従来は官が担っておったのですが、PFIではそれを民が担うということになります。そうしたことからPFIについては、今まで考えてこなかったようないろんな考え方が出てくるわけです。

その一例が性能発注。性能発注で公共事業を行なうとすると、先ほど御説明がございましたように要求水準が出てくる。従来の公共工事では、施設整備も業務委託も要求水準をベースとした性能発注で考えたことがないわけです。官も民も、こういう成果を上げることが必要で、そのための設計も業務仕様も、民間事業者の方で適切なものを準備しろということをした経験がないわけですから、どうしたらいいのかよくわからない。

今までは分離発注という形で設計と施工を分けていたけれども、一括で出してみると存外悪くはない。ゼネコンさんが持っておられる施工のノウハウ、あるいは運業者が持っておる運用ノウハウをそのまま反映したような設計図書が提案されてくる。これは悪い話ではない。

私は大体、発注者サイドの法律顧問を勤めておりますが、性能発注は今までの慣行とは全く違うわけで、こうしたことの分る人が明らかに不足しているのです。今までは、各業務について、セクションごとに、それぞれのステップごとにその担当を変えていきましたが、PFIでは準備の最初の段階で、関係する全部のセクションの担当者を集めてチームを作る必要がある。こうしたことが、先程おっしゃっておられた、PFIのやり方に慣れていないという問題にもつながっていると思います。

また、PFIでは、設計、施工、運営を全部まとめて民間事業者に委ねますので、公共が今までの請負や委託の個別発注で考えていたこととは違う業務の組み方が当然必要となります。委員長のように企業人としてずっとやってこられた方ですと、業務の再編というのですか、従来と仕事のやり方を変える、ということで効率性を上げることも、よりいいサービスを提供させるということもできるとお考えになると思います。

従来のやり方では単年度契約が基本になっておりますが、単年度契約ですと来年度も契約を継続して貰えるかどうか分からないので、提供するサービスの質を向上させるインセンティブが働かないところを、PFIで長期の契約をすることによって、理屈の上では、そのサービス向上に向けてのインセンティブを働かせることが出来るようになるわけですが、いかんせん、こうしたものはすべての経験が随分不足をしております。

そういうことを踏まえて、この資料3の部分で、主として2つの部分でまとめてくださっております。資料3で性能発注に関わる部分は随分問題点が整理されましたが、D委員から厳しく批判を受けております、残念ながら昨今の近江八幡市立総合医療センターの例があります。私の出身地で思い入れもあるのですが、非常に残念な話なんですけれども、必ずしもうまくいっていないような内容の新聞記事が出ております。

ただ、問題があると指摘されているのは運営の部分で、設計・施工の部分では良いも

のが出来ております。贅沢すぎるといわれるほどの建物が随分安く出来ている。恐らく10%ぐらいのVFMが出ていますと記憶しております。他方で、運営の部分が期待したほどうまくいっていないということには、恐らく3つぐらいの問題があります。1つ目はその事業として過大であったかどうかという問題。財政負担として耐えられるかどうかという問題があって、これはPFIの問題ではありません。

2つ目は、やはり医療制度の見直しの中で病院収支が悪化するところ、病院経営をどのようにするのかという問題があって、これはこれでまたPFIとは別の問題。ところが、第三の問題として、長期契約を締結している包括委託の部分について、こうした事業環境の変化に対応できるように、上手く機能するのかどうかということがあります。理念的には機能するはずなのですが、実務上は、こうしたことを遣った経験がないものですから、必ずしもうまくいっていないということがあります。

そういうことを踏まえて、資料3の2枚目のところで、その運営段階で生ずるいろいろな問題について、今回、事務局でとりまとめてくださっておりますが、こうした問題は随分あると思います。

総じて言うならば、11月の報告書をベースにして、非常によくできた問題点の整理とさせていただきます。今まで出された刊行物の中でこれほどよく現況を分析されたものはないと思います。特に現場でご苦労されている方々から、こうした問題について何らかの指針を出して貰いたいという希望は強いと思います。地方自治体等の発注者から、使いにくいと指摘されているところについても、使いやすくすることによってPFIがうまくいくだろうという気がしております。半年間という非常に短い期間ではありますが、総合部会でも随分議論をいたしました。そうした要望にあったものを、是非ともとりまとめていきたいと思っております。

最後に私は実感として、やはり官民の対等なパートナーシップは難しいと思っております。特に今まで経験の乏しい性能発注に関して申しますと、要求水準には予定価格では実現が難しいほどの、てんこ盛り、山盛りの中身が勿論詰まっております。資料3の2ページのところにも書いてくださっておりますが、紛争処理の手続きの必要性というものがああります。この報告書の中では中立な裁定機関という形になっておりますが、D委員がよく御存じのイギリスにおいては、エンジニアにしてもアーキテクトにしても、官に属しているわけではなく、第三者の立場としておいでになる。そうした専門家が民間人なのですが、プロジェクトごとに官に付いたり民に付いたりする。そういう層が非常に厚ければ、裁定機関は非常に有効に機能するのですが、日本の場合になかなかそういう立場での専門家がおいでにならなかった。

しかし、第三者としての専門家がおいでにならないからと言って、裁定機関のようなものはできないというわけにはいきませんので、官民のパートナーシップ形成のためにファシリテートしてくれる仕組みを導入することが必要だろうと思っております。こういう問題は資料3の1ページ目に書いておいてくださいますが、現場に対して、推進委員会で

あり推進室の思いがなかなか通じていないということがありますので、その思いが通ずるようにこれから半年間、何か具体的な形でわかりやすい指針なり何なりをとりまとめることができればと思います。

以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。

それでは、最後にE委員、よろしくお願いします。

E委員 2つお話ししたいと思います。

1つは、まず全般的には事業分野の話です。土木学会の中にインフラPFI研究小委員会という研究組織があり、私が委員長をしております。その中ではいわゆるインフラを視野に入れながら、学術的だけではなくて、実務的な課題についても検討してきております。

今日の御報告にもありますけれども、既に300ほどのPFI事業がございますが、その中でなかなかインフラというのはほとんどないというのが我が国の現状ではございます。英国を始めとします諸外国では、さまざまなインフラに民間資金を入れて、いろいろな活動しております。我が国のPFIの中でも財政支出削減効果が23%だとかいう先ほどの報告もございました。事業規模を考えますとインフラの方が絶対な額は大きいわけですので、同じ10%、20%から出てくる削減額は、現在の事業規模のもの比べて、かなり大きくなっていくのは間違いございません。

自治体財政は特に苦しい状況ではございますので、その中で適切にインフラ分野にも何らかの適切な形でPFIをより積極的に考えていくというのが一般的に必要なかと思っております。

今回の11月の報告書の中にも、公共インフラに対してという形の記述もございまして、それも何らかの折を見て検討していければ非常に重要ではないかと考えております。

あと、先ほど御説明のありました個別の課題の中でございますけれども、私は特にこの中でもやはりリスクの分析とマネジメントということはこの前の検討会の中でも少し触れましたが、改めて強調したいと考えております。

先ほどの絵で御説明いただきました中でも、リスクの分析とリスクのマネジメントというのは各項目のトップに来ているといいますか、一番上の方に書かれております。これを踏まえながら先ほど御説明のありました4つの課題について見ていくこととなります。

その中でもう一つは、総務省からの勧告の2番のリスクに関係することがあると思います。あるいは先ほど副大臣のおっしゃいました運営段階で課題が出てきているということは、リスクが出現してきたという話でございますし、先ほどD委員もおっしゃっています失敗だとかいうのもPFIとしてみてのリスクの問題であるかもわかりません。もともとは先ほどDさんが御指摘の事業としての事業評価段階での問題もあるかとは思いますが、その中で何がリスクなのかということをもう一度明らかに認識すると

ということがまず重要ではないかと思っております。

そういうことを明確に認識して、それに対してある程度のいろんな形での分析ができれば、後で必要になってきます財政支出の削減がどれぐらいになるのかということも見えてきます。

もう一つは、今日の話題ではなかなか難しいかと思えますけれども、財政支出額は23%削減という形になっておりますけれども、実はこれは最終的に終わらなかつたら幾らぐらいになるのかはわからないはずで、それこそ事業予算というのはありますが、いろんな事態が発生したら、言い換えるとリスクが発生した場合は、従来型事業方式の場合それが1.5倍だとか2倍になるということもあり得るということですが、PFIにすることによってそういう著しく過大な支出にならないということもPFIにするところの一つの大きなメリットと思えます。

そういう意味での財政支出額の変動する幅を制限できるという意味でも、PFIを考えていく必要もあると思えます。そのような考え方も今後のこの委員会の中の検討でも加えていただければと考えております。

半年という制約で、まずは短期的なターゲットの中でそれがどこまでできるのかということの目標設定をする必要があると思えますけれども、もう一つは、もう少し中期的な話でもそういうことに対してどういうふうに取り組んでいくのかということも機会があれば設定し、まずは半年、その先どう考えていくのかという形で検討していければいいのではないかと考えております。

以上でございます。

渡委員長 ありがとうございます。貴重な御意見を多数いただきました。これに對しまして、事務局から何か御意見はございますでしょうか。

事務局 誠に私どもとしても、正鵠を得た御指摘ではないかなと思っております、特に今回の推進委員会の報告を超えた御指摘もいろいろといただいたと理解をしております。

是非、総合部会の中でそういったことにつきまして、それぞれの委員の皆様方の御経験も踏まえて、御支援をしていただければ大変ありがたいと思っております。よろしく御指導のほど、お願いしたいと思います。

渡委員長 我々民間は、PFIに取り組む際にいろいろな問題に直面しております。議長ではありますが、民間の立場から発言することにより、議論に参加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

冒頭、B委員の方から、この委員会に何が求められているかを明確にすべきとありましたが、全くそのとおりでありまして、今後検討を進めるべきと考えております。

C委員のご指摘で、いろいろ批判はあるが、これはPFIへの批判ではなく行政への批判であるとの指摘は至極もつとも思えます。私は冒頭ごあいさつを申し上げたとおり、わが国は、経済の大幅な拡大とピラミッド型の人口などを前提とした行政システム

であり、それが一部破綻を来たしている現状下、P F Iまでもがあたかも悪いもののように言われているけれども、そうではないですよということは大變的を射た発言だろうと思います。かつスピードを持ってやれということも非常にそのとおりだと思います。

D委員がご指摘の官民パートナーシップの在り方に関しましては、確かに独禁法との関連で、自治体と民間業者がなかなか話し合うことができないという現実があります。こうした課題を一つ一つ解決していくことで、P F Iが抱える問題点は克服できるであろうと思われま

A委員がご指摘された、P F I制度をより使いやすい制度にしていくべきというのは、全くその通りだと思います。

最後のE委員の御意見ですが、リスク分析とリスクマネジメントは企業にとっての原点でありますから、対策をしっかり講ずべきと私も思います。それから、半年に限定せず、工程表を考えるべきという御指摘は、私も共感いたします。

いずれにしましても、大變示唆に富んだ御意見を皆様からたくさんいただきましてありがとうございます。委員会として、今後半年間で成果を上げるよう進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただいま皆様方からいただきましたような御意見を踏まえながら、先ほど御説明いたしました段取りで検討を進めてまいりたいと思います。非常に限られた日数で恐縮ではございますが、是非御協力をいただきまして、十分に検討していただきたいと思

最後に事務局から何かございますでしょうか。

事務局 どうもありがとうございました。今後の日程でございますけれども、速やかに総合部会を開催したいと存じますので、事務的に日程を調整させていただきます。よろしく

また、最後にお願いでございますけれども、委員の皆様のお手元に御用意させていただいておりますパンフレット、ガイドラインなどの資料につきましては、毎回皆様のお手元用の資料として御用意させていただいておりますので、席上に置かれたまま御退席をお願いいたします。資料が必要な方につきましては、別途郵送させていただきますので、事務局に伺っていただければと存じます。

以上でございます。

渡委員長 それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。